

【表紙】  
【提出書類】 変更報告書No. 1  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 マレリ株式会社  
代表取締役 デイヴィッド・ジョン・スランプ  
代表取締役 藤井 司  
【住所又は本店所在地】 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番地4  
【報告義務発生日】 令和6年4月3日  
【提出日】 令和6年4月16日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1  
【提出形態】 その他  
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	東京ラヂエーター製造株式会社
証券コード	7235
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	マレリ株式会社
住所又は本店所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番地4
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	昭和13年8月25日
代表者氏名	デイヴィッド・ジョン・スランプ、藤井 司
代表者役職	代表取締役
事業内容	自動車および産業車両用部品の製造ならびに販売

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日本リージョン経理部長 若林 平馬
電話番号	080-4413-9226

#### (2)【保有目的】

中・大型熱交換器において重複する資源を集約することによりグループ経営の効率化を図る。
--

#### (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

#### (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

##### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)	1,153,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,153,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,153,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年4月16日現在)	V	14,400,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.01
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		11.13

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年4月3日	株式(普通株式)	450,000	3.13	市場外	処分	755円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・提出者は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託株式会社及び株式会社日本政策投資銀行との間で、平成29年5月18日付で、担保契約（以下「原担保契約」といいます。）を締結し、提出者の保有する発行者の普通株式5,770,000株を担保として差し入れましたが、令和1年6月21日付で、原担保契約に基づき設定された担保権が解除され、原担保契約は終了いたしました。

・提出者は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託株式会社、DBS Bank Ltd.、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社日本政策投資銀行、三菱UFJリース株式会社、第一生命保険株式会社、株式会社あおぞら銀行、日本生命保険相互会社、農林中央金庫、興銀リース株式会社、株式会社新生銀行、中国銀行股份有限公司 東京支店、株式会社横浜銀行、NECキャピタルソリューション株式会社及び株式会社常陽銀行との間で、令和1年6月18日付で、担保契約（以下「新担保契約」といいます。）を締結し、令和1年6月21日付で、提出者の保有する発行者の普通株式5,770,000株を担保として差し入れましたが、令和5年2月10日付で、当該普通株式のうち5,040,000株について担保解除しました。その後、提出者は、令和5年2月24日付で、新担保契約に基づき、令和5年2月10日付で担保解除された提出者の保有する発行者の普通株式のうち1,323,200株を担保として再度差し入れましたが、令和5年12月4日付で、当該普通株式のうち450,000株について担保解除しました。また、令和6年3月29日付で、当該普通株式のうち450,000株について担保解除しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	509,606
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	509,606

（注）自己資金額については、処分前の自己資金額である708,464千円から、処分前の1株券等あたりの取得資金の平均値を算出し、当該平均値に処分した株券等の数を乗じた額を差し引く方法により算出しています。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地